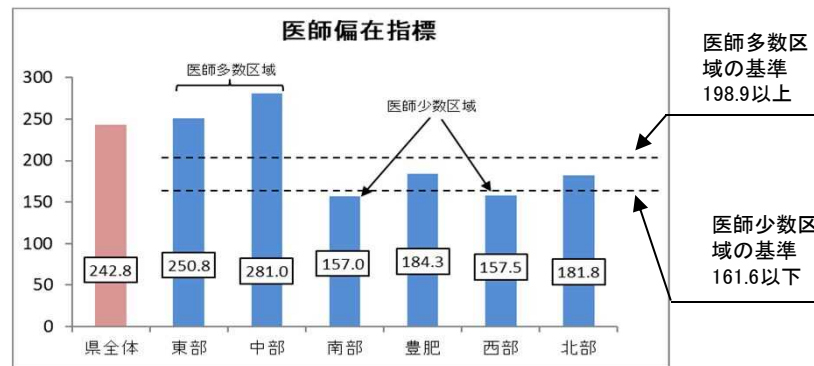


大分県医師確保計画（案）の概要

第1章 医師確保計画の趣旨

- 趣旨：平成30年7月の医療法の一部改正により、都道府県の医師確保対策を推進するため、県医療計画の中の医師確保に関する事項を特出して「医師確保計画」として、都道府県が令和元年度において策定するもの
- 策定根拠：医療法第30条の4第2項第1号
- 計画の期間：令和2年度～5年度（4年間）
- 位置付け：医療計画の一部として策定

第2章 医師偏在指標



※大分県の医師偏在指標は242.8で全国18位であり、全国の上位1/3（16位以内）及び下位1/3（32位以下）に該当しないため、医師多数県、医師少数県のいずれにも該当しない。

第3章 医師少数区域・医師多数区域等の設定

- 医師多数区域（全国上位1/3：全国335医療圏中112位以上）
東部医療圏（62位）、中部医療圏（43位）
- 医師少数区域（全国下位1/3：全国335医療圏中224位以下）
南部医療圏（239位）、西部医療圏（237位）
- どちらでもない区域（全国335医療圏中113位～223位）
豊肥医療圏（148位）、北部医療圏（154位）
- 医師少数スポット
医師多数区域であっても局所的に医師が少なく、重点的に医師の確保が必要な地域を設定（国東市、杵築市、姫島村、大分市の旧佐賀関町、臼杵市、津久見市の区域）→ 医師少数区域と同様の取扱い

第4章 医師確保に関する方針、目標医師数及び施策

- 医師確保に関する方針
 - 大分県
 - 従来どおり、自治医科大学卒業医師、大分大学医学部地域卒卒業医師の配置と県内定着を中心に医師数の増加を図る。
 - 二次医療圏
 - 医師少数区域、どちらでもない区域、医師多数区域の中の医師少数スポットは、医師数の増加を図る。
 - 医師多数区域（医師少数スポットを除く。）では、医師の確保は行わない。
- 目標医師数
 - 大分県
 - 医師少数都道府県以外は、全国下位1/3を脱するために必要となる医師数（＝目標医師数）を既に達成しているものとして取り扱うことから、県全体の目標医師数は設定しない。
 - 二次医療圏
 - すべての二次医療圏で、国が算定した目標医師数を上回っていることから、国が定めたガイドラインに基づき、現在医師数を目標医師数として設定
- 目標医師数を達成するための施策（主なもの）
 - 地域卒卒業医師の派遣調整
 - 自治医科大学卒業医師の派遣
 - 臨床研修医の確保・定着
 - 専攻医の確保・定着

第5章 産科・小児科における医師確保計画

【産科】

- 産科における医師偏在指標
県全体 11.9（全国26位で医師少数県（下位1/3）には該当しない。）
- 産科における医師確保に関する方針
全県的にすべての医療圏において産科医数の増加を図る。

【小児科】

- 小児科における医師偏在指標
県全体 115.4（全国19位で医師少数県（下位1/3）には該当しない。）
- 小児科における医師確保に関する方針
全県的にすべての医療圏において小児科医数の増加を図る。